

コープこうべの食品添加物自主使用基準

I. コープこうべの食品添加物の使用に関する基本的な考え方

1. 食品添加物の使用については、食品安全基本法のもとに適正な管理が行われています。
2. 食品安全委員会によるリスク評価、厚生労働省などによるリスク管理をもとに
日本生活協同組合連合会とともに自主使用基準を定め、食品添加物の使用を管理します。
3. 最新の科学的知見の情報収集に努めるとともに、リスクコミュニケーションを推進し
社会全体の食品の安全・安心づくりに貢献することを目指します。

II. 不使用添加物・使用制限添加物一覧表

管理する添加物は次の2つの分類です。

コープこうべで供給する全ての食品に適用します（ただし、医薬品・医薬部外品は除く）。

1. 不使用添加物

原則としてコープこうべで取り扱う全ての食品に使用しないこととします。

No	食品添加物名	主な用途
1	臭素酸カリウム	製造用剤（小麦粉処理剤）
2	食用赤色104号	着色料
3	食用赤色105号	着色料
4	デヒドロ酢酸ナトリウム	保存料
5	パラオキシ安息香酸イソブチル	保存料
6	パラオキシ安息香酸イソプロピル	保存料
7	パラオキシ安息香酸ブチル	保存料
8	パラオキシ安息香酸プロピル	保存料
9	グレープフルーツ種子抽出物	製造用剤
10	単糖・アミノ酸複合物	酸化防止剤

2. 使用制限添加物

使用目的を確認し、必要性・有用性を検討した上で使用または取扱いの可否を判断します。

使用制限添加物を使用する場合、申請は商品ごとに必要です（申請書の内容及び商品仕様書の内容に基づいて、使用または取扱いの可否を判断します）。

No	食品添加物名	主な用途
1	安息香酸	保存料
2	安息香酸ナトリウム	保存料
3	イマザリル	防かび剤
4	エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム	酸化防止剤
5	オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム	防かび剤
6	過酸化ベンゾイル	製造用剤（小麦粉処理剤）
7	カンタキサンチン	着色料
8	食用赤色40号及びそのアルミニウムレーキ	着色料
9	食用赤色106号	着色料
10	食用黄色4号及びそのアルミニウムレーキ	着色料
11	食用黄色5号及びそのアルミニウムレーキ	着色料
12	食用青色2号及びそのアルミニウムレーキ	着色料
13	チアベンダゾール	防かび剤
14	二酸化チタン	着色料
15	ポリソルベート20	乳化剤
16	ポリソルベート60	乳化剤
17	ポリソルベート65	乳化剤
18	ポリソルベート80	乳化剤
19	アルミニウム	着色料
20	ウェランガム	増粘安定剤
21	エレミ樹脂	増粘安定剤
22	カラギナン	増粘安定剤
23	カンゾウ抽出物	甘味料
24	カンゾウ末	甘味料
25	グアヤク脂	酸化防止剤
26	α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア（酵素処理ステビア）	甘味料
27	酵素分解カンゾウ	甘味料
28	酵素分解リンゴ抽出物	酸化防止剤
29	サイリウムシードガム	増粘安定剤
30	植物炭末色素	着色料
31	ステビア抽出物	甘味料
32	ステビア末	甘味料
33	ツヤプリシン（抽出物）	保存料
34	ファーセララン	増粘安定剤
35	ブドウ種子抽出物	酸化防止剤
36	ブラジルカンゾウ抽出物	甘味料
37	ペクチン分解物	保存料
38	ε-ポリリシン	保存料
39	マスチック	ガムベース
40	ラック色素	着色料
41	L-ラムノース	甘味料
42	ログウッド色素	着色料

以上